

第6回事業再構築補助金の申請が始まりました。(令和4年6月9日)

松阪市産業支援センターです。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し
難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために
新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた
規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援
することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とした事業再構築補助金の
申請が開始されました。

第6回公募からは、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への
重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行います。また、特に
ガソリン車向け部品から電気自動車等向け部品製造への事業転換のように、
グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来
よりも補助上限額を引き上げ売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設
することで、ポストコロナ社会を見据えた未来社会を切り拓くための取組を重点
的に支援していきます。

・補助金額：

[通常枠]中小企業者等、中堅企業等ともに 100万円～従業員数に応じて 8,000万円

補助率：従業員規模等により 2/3～1/2

[大規模賃金引上枠]中小企業者等、中堅企業等ともに 従業員数 101人以上で

8,000万円超～1億円 補助率：2/3～1/2等

[回復・再生応援枠]中小企業者等、中堅企業等ともに 100万円～従業員数に応じて

1,500万円 補助率：従業員規模等により 3/4～2/3

[最低賃金枠]中小企業者等、中堅企業等ともに 100万円～従業員数に応じて

1,500万円 補助率：従業員規模等により 3/4～2/3

[グリーン成長枠]中小企業者等 100万円～1億円、中堅企業等 100万円～1.5億円

補助率：中小企業者等 1/2 中堅企業等 1/3

・補助対象要件：下記(1)、(2)の両方を満たすこと

(1)令和2年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、
コロナ以前(令和元年または令和2年1月～3月)の同3か月の合計売上高と
比較して10%以上減少していること等

(2)経済産業省が示す「事業再構築指針」に沿った3～5年の事業計画書を
認定経営革新等支援機関等と共同で策定すること

・第6回申請期間：令和4年6月8日～令和4年6月30日

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

URL:<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/>

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
